



平成 24 年 8 月 10 日
内閣府（防災担当）

「災害対策基本法の一部を改正する法律」について

6 月 27 日に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布、同日施行されました。

本法律は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、①大規模広域な災害に対する即応力の強化、②大規模広域な災害時における被災者対応の改善、③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上などについて定めたものです。

また、政府としては、災害対策全般の見直しを引き続き進めることとしており、この旨を附則に明記しています。

1. 制定経緯

昨年 10 月に中央防災会議の下に設置された「防災対策推進検討会議」の中間報告（平成 24 年 3 月 7 日決定）において、東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しの方向性が示されたところです。

これを受けた「政府としての当面の取組方針」（平成 24 年 3 月 29 日中央防災会議決定）において、「大規模災害時における対応の円滑化等緊急性の高いものについて法制化の検討を進め、関連法案の今通常国会への提出を目指す」ことが明記されました。この方針に従い、必要な準備を鋭意進め、5 月 18 日に標記法律案について閣議決定に至りました。

その後、国会に提出された法律案は、一部、議員修正が加えられた後、衆議院、参議院ともに全会一致で可決され、6 月 27 日に公布、同日施行されました。

2. 改正法の内容

別添資料をご参照下さい。

3. 今後の災害対策法制の見直し

防災対策推進検討会議の最終報告に基づき、災害対策法制の見直しを引き続き進めることとしています。

4. 関連 URL

官報（平成 24 年 6 月 27 日付（号外第 139 号）改正法掲載ページ：

http://kanpou.npb.go.jp/20120627_old/20120627g00139/20120627g001390000f.html

防災対策推進検討会議ページ：

<http://www.bousai.go.jp/chubou/suishinkaigi/index.html>

<本件問合せ先> 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）
企画官 武隈
参事官補佐 福田
主査 付 伊藤
電話：03-3501-5408（直通） 03-5253-2111（代表、内線 51204～5）